

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について

昭和 57 年 9 月 21 日蔵関第 1055 号

改正 平成 3 年 8 月 30 日蔵関第 726 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日財関第 427 号

改正 平成 20 年 4 月 23 日財関第 461 号

改正 平成 20 年 4 月 23 日財関第 461 号

改正 平成 27 年 4 月 7 日財関第 369 号

改正 平成 28 年 8 月 3 日財関第 942 号

改正 令和元年 6 月 27 日財関第 861 号

標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。

…別 添…

昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号

改正 平成 3 年 8 月 29 日環検第 726 号

改正 平成 17 年 3 月 30 日食安発第 0330002 号

改正 平成 20 年 4 月 18 日食安発第 0418001 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日食安発 0331 第 14 号

改正 平成 28 年 7 月 20 日生食発 0720 第 2 号

改正 令和元年 6 月 6 日生食発 0720 第 2 号

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領

1. 用語の定義

- (1) 食品：全ての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。
- (2) 添加物：食品の製造の過程又は加工・保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤等により使用するものをいう。
- (3) 器具：飲食器、割ぼう具等食品・添加物の採取・製造・加工・調理・貯蔵・運搬・陳列・授与・摂取の用に供され、食品・添加物に直接接触する機械・器具等をいう。ただし、農業、水産業等における食品の採取の用に供される機械・器具等を除く。
- (4) 容器包装：食品・添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品・添加物を授与する場合はそのまま引き渡すものをいう。
- (5) おもちゃ：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 62 条第 1

項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する以下のものをいう。

ア. 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ

イ. アクセサリーがん具（乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具をいう。）、うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具（口に接触する可能性があるものに限り、この号に掲げるものを除く。）、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具

ウ. 上記イ. のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ

(6) 食品等：食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃをいう。

(7) 行政検査：法第 28 条に基づいて食品衛生監視員が行う検査（モニタリング検査を含む）をいう。

(8) 登録検査機関：法第 33 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

(9) 輸入者：食品等を輸入しようとする者をいう。ただし、法に規定する「輸入しようとする者」には、法第 54 条に基づく廃棄命令等の実効性を確保する必要があることから、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 95 条に規定する「税関事務管理人」は含まれない。

(10) 自主検査：登録検査機関において輸入者が自主的に行う検査をいう。

(11) 届出：法第 27 条の規定に基づき輸入者が行う厚生労働大臣に対する届出をいう

2. 輸入食品等に係る検疫所の担当区域

輸入食品等に係る各検疫所の担当区域は別表 1 のとおりである。

3. 届出の要否

(1) 法第 27 条により届出を必要とする食品等は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ）の用に供し、又は営業上使用することを目的として輸入されるものであるが、輸入貨物が届出を要するか否かの判断は、その形状、使用目的、表示、その他関係書類等客観的な状況を勘案して行うが、下記アからエに掲げるものについては原則として届出の対象外として取り扱われたい。

ア. 乳幼児以外を対象としたおもちゃ

イ. 添加物、器具、容器包装及びおもちゃの原材料

ウ. 法第 4 条に規定された器具及び容器包装に該当しない機械、器具その他の物及び容器包装

エ. 国内において食品等として販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等

(ア) 個人用、試験研究用及び社内検討用の食品等

(イ) 10 k g 以下の食品等

(ウ) 展示用の食品等

(エ) 輸入されたその全量が再輸出されることが明らかなもの

(オ) 医薬品医療機器等法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する医薬品及び医薬部外品。

ただし、薬品及び医薬部外品に該当するか否かの最終的な判断は厚生労働省医薬食品局又は地方公共団体の薬事担当部局が行うものであること。

- (カ) 輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）別表第 1 に規定された次の食品等
- A. 天皇及び内廷にある皇族の使用に供せられる貨物（同表第 8 号）
 - B. 本邦に来遊する外国の元首及びその家族等並びにその従者に属する貨物（同表第 9 号）
 - C. 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物及び外国公館の使用に供される貨物（同表第 10 号）
 - D. 国又は地方公共団体の設置する学校、博物館、研究所等の施設及び私立施設（関税率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 17 条）に陳列する標本等並びにこれらの施設の用に供せられる試験品（同表第 14 号）
 - E. 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設から送還される公用の貨物（同表第 16 号）
 - F. 国際的な規模で開催される運動競技会の参加外国選手等の用に供されるもの（同表第 19 号の 2）
- (キ) 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という）。別表第 10 に掲げる食品
- A. 原塩：岩塩、海塩等精製工程を経ずに食用に供されることのない塩をいう
 - B. コブラ：関税率表第 1203.00 号に掲げるものをいう。
 - C. 食用油脂の製造に用いる動物性又は植物性原料油脂：牛脂、豚脂、魚油、大豆油、菜種油、やし油、パーム油等であって、精製工程を経ずに食用に供されることのない油脂をいう。
 - D. 粗糖：砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 2 条第 3 項に規定する「粗糖」をいう。
 - E. 粗留アルコール：蒸留工程を経ずに食用に供されることのないアルコールをいう。
 - F. 糖みつ：関税率表第 17.03 項に掲げるものをいう。
 - G. 麦芽：関税率表第 11.07 項に掲げるものをいう。
 - H. ホップ：関税率表第 12.10 項に掲げるものをいう。
- (2) 届出を要しない貨物について、輸入者からその旨の証明を求められた場合には、様式第 1 号の検疫所確認欄に様式第 2 号の印を押印し、輸入者に交付するので、この印のあるものについては、届出を要しないものとして取り扱われたい。
4. 通関の際の取扱い
- (1) 検査を行わないこととした場合

書類審査により検査を行わないこととした場合には、検疫所において届出書の写しに様式第 3 号の「輸入食品等届出済の印」（以下「届出済の印」という。）を押印したものを輸入者に返却するので、この印のあるものについては厚生労働大臣に対する届出が行われたものであるので当該届出をもって関税法第 70 条の確認をされたい

(2) 検査を行うこととした場合

ア. モニタリング検査以外の行政検査を行ったものについては、検疫所において届出書写しに「届出済の印」とともに、法第 28 条に基づく場合は様式第 4 号の「衛生検査実施」、法第 26 条に基づく場合は様式第 5 号の「命令検査実施」の印を押印し、検査の結果、食品衛生上問題のない場合には様式第 6 号の「合格」の印を押印したものを輸入者に返却するので、当該届出をもって関税法 70 条の確認をされたい。

イ. モニタリング検査を行ったものについては、検疫所において届出書写しに「届出済の印」を押印し、検査結果判明前であっても輸入者に返却するので、当該届出をもって関税法第 70 条の確認をされたい。

ウ. 検査を行ったもののうち法違反と判定された食品等については様式第 7 号「食品衛生法違反物件通知書」によって通知するので、関税法第 70 条第 3 項に基づいて輸入の許可は与えられないようにされたい。

また、輸入者に対しては、必要に応じて

(ア) 積戻し又は廃棄すること。

(イ) 食用以外の用途に使用すること。

(ウ) 保税中に処理加工等を行い、食品衛生法上適法なものとするこ

と、指示する。

なお、輸入者が上記(イ)、(ウ)の措置を講ずることとした場合、検疫所長か、ら様式第 7 号の「食品衛生法違反物件通知書」とあわせて、(イ)の場合には様式第 8 号の「食品衛生法違反物件用途変更連絡書」を、(ウ)の場合には様式第 9 号の「輸入拒否条件解除確認連絡書」を税関長あて連絡するので、関税法第 70 条の確認をされたい。

(3) 規則第 32 条第 4 項に規定する同一食品等の輸入計画を記載した輸入届出書の取扱いについては、以下のとおり取り扱われたい。

ア. 検疫所においては、規則第 32 条第 4 項の規定に従い、規則別表第 12 に示す食品の輸入届出書が提出された際には、同表に示された期間の輸入に係る輸入届出書の提出に代えることとされていることから、輸入計画を記載した輸入届出書の写しに当該期間を明示した印を押印の上輸入者に交付するので、当該輸入届出書の写しの提出があった場合には、品名及び輸入者名等について仕入書等と照合するとともに、当該輸入届出書に押印されている期間の確認を行う。

イ. 規則別表第 12 に掲げる食品等以外の食品等が輸入届出書の未提出のまま輸入されようとしているおそれがある場合、又は、アの押印を受けた輸入届出書の写しと異なる食品等の輸入に対し当該輸入届出書の写しを使用されているおそれがある場合

には、検疫所に通報する。

5. 保税地域内での検体の収去等

- (1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要な応じ保税地域に立ち入らせ、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。

なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が様式第 10 号の「見本採取票」3 通（税関用、採取者用、輸入者用）輸入者用を税関に提出しうち 2 通、（採取者用、輸入者用）に税関の確認印を受ける。

また、見本収去等が行われた貨物について、様式第 11 号の「第 28 条第 1 項（同法第 62 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合も含む。）に基づく収去・開梱済の証」を貼付する。

- (2) 食品等の衛生を効果的に確保するため、輸入者に対し登録検査機関で自主検査を行うよう指導するので、輸入者が自主検査を実施するため保税地域より試料として必要最少量を持ち出すことに便宜を与えられたい。

6. 届書の訂正

届書事項に係る訂正については、輸入者又は担当者等の訂正印をもって訂正させ、当該箇所については、検疫所において「検疫所確認済の印」を押印し、その訂正を認めることとする。

7. その他

食品等の通関に際し、法違反の疑いがあると認められる場合又は食品等であるか否かの判断等に疑義が生じたときは、そのつど検疫所に連絡願いたい。

(別表及び様式省略)